

「著作権法施行規則の一部を改正する省令」の概要について

1. 趣旨

本省令は、著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号。以下「平成30年改正法」という。）によって創設された「授業目的公衆送信補償金制度」に関し、補償金の徴収・分配を担当する指定管理団体が、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業（以下「共通目的事業」という。）（※）に支出すべき額の割合を「2割」と定めるものである。

（※）徴収した補償金について、実際の利用実績に応じて個々の権利者に完全に正確な分配を行うことは困難であることを踏まえ、分配の公平性をより高める観点から、徴収した補償金額の一定割合を、権利者全体の利益となるような事業に充当すること（それによって、いわば間接的な分配を行うこと）を義務付けている。

2. 概要

（1）法律及び政令の内容

平成30年改正法による改正後の著作権法（以下「新法」という。）第104条の15第1項では、指定管理団体は、授業目的公衆送信補償金の総額のうち、政令で定めるところにより算出した額に相当する額を共通目的事業のために支出しなければならない旨を定めており、その委任に基づき、著作権法施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第360号）による改正後の著作権法施行令（以下「新令」という。）第57条の11では、共通目的事業のために支出すべき補償金の額は、「著作物等の利用の実績に応じて支払う方法以外の方法（注：包括支払い）により支払われた授業目的公衆送信補償金の総額に授業目的公衆送信による著作物等の利用状況、授業目的公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事案を勘案して文部科学省令で定める割合を乗じて算出するものとする」と規定されている。

（2）本省令の内容

上記（1）を受け、本省令案において、文部科学省令で定める割合を「2割」と定めることとする。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴うオンラインでの遠隔授業等のニーズに緊急的に対応するため、暫定的な運用を行うことを予定しているところ、「2割」という定めもそれに対応したものである。令和3年度以降については、教育現場における実際の著作物等の利用状況等を精査した上で、改めて割合を定めることとする。

（※）指定管理団体（一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会）において、令和2年度に限って補償金額を特例的に無償として申請することが決定されているところ、補償金額が無償（零円）となった場合には、文部科学省令で定める割合如何にかかわらず、共通目的事業への支出額は零円となる。

【「2割」と定めた理由】

「授業目的公衆送信補償金制度」においては、①教育機関ごとの著作物等の利用状況（利用する著作物等の種類・分量など）のバラツキが大きく、サンプリング調査による実態把握及び正確・確実な分配には相当程度の限界があると考えられること、②分配額に比して分配に係る事務費用が過大となるような少額利用の著作物も多いと考えられること、③一方で、現時点ではこうした実態を詳細に把握するには至っていないことから、類似の制度である「私的録音録画補償金制度」における共通目的事業のために支出すべき割合（令第57条の6において「2割」と規定）と同様、暫定的に「2割」とする。

3. 施行期日

平成30年改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和2年4月28日）